

令和2年4月13日

各障害福祉サービス事業所

施設長様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

## 新型コロナウイルス対応に係る通所系サービスの基準等の臨時的な取扱いについて（第2版）

今般、本市においては、国に対して京都府域を緊急事態宣言の対象とするよう要請を行ったところであり、今後、障害福祉サービスにおいても十分な感染防止対策を実施する必要があります。

障害福祉サービスの運営の基準等については、新型コロナウイルス感染防止ため、厚生労働省の関係通知に基づき、柔軟な取扱いを臨時的に可能とする旨、令和2年4月6日付け同事務連絡にてお示ししたところですが、この臨時的な取扱いについては、利用者に対し必要なサービスが継続的に提供されることを前提としておりますので、各事業所におかれては、趣旨を十分に御認識いただくよう改めて周知します。

このほか、厚生労働省から新たに発出された通知及び事業所等から寄せられた質問を踏まえ、内容を更新（追記等の箇所は下線）しておりますので、運用に当たり御参照いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 基準等に係る柔軟な取扱いについて

通所系サービスにおいては、利用者や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくなど感染拡大防止のための対応を検討したうえで、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるようにすることが重要です。

このため、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、人数、時間等を限定して事業所において支援を実施するなどの対応が考えられますが、以下のいずれかの場合において、利用者の居宅への訪問による支援や電話、スカイプなどでの健康管理や相談支援等、できる限りの支援の提供を行うことを下記「3」により本市が認める場合は、通常提供しているサービスを提供しているものとして報酬の算定を可能とします。その際、事業所職員についても適切な労務管理を行うことを前提として、個人情報の取扱いにも留意し、在宅勤務を行うことも可能です。

- ① 本市から休業の要請を受けて休業している場合
- ② 事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染する恐れがある場合等、通所での支援を避けることがやむを得ない場合
- ③ 利用者が新型コロナウイルスに感染することを恐れ、事業所に通所ができない場合

なお、上記の支援方法は国通知による例示であり、単に電話連絡に切り替えることのみをもって“できる限りの支援”と画一的に見なすものではありませんので、取扱いの趣旨を十分に理解したうえで、各事業所において支援のあり方を検討してください。

本来、社会福祉事業は事業を継続することが基本であることから、利用者への継続的なサービス提供に配慮するとともに、事業の縮小や休業等により利用者を在宅での支援に切り替えるなど臨時的な運営を行う場合は、区・支所の障害保健福祉課や相談支援事業所と連携し、運営形態変更の事実や代替支援の確保等について利用者及び関係者への丁寧な説明を行うなど、事業所の責任において必要な対応をすること。

また、臨時的な支援方法又は体制により支援を行ったときは、支援の内容に加え、その理由や根拠、利用者に同意を得た事実を明らかにし、本市からの提出の求めに応じられるよう記録しておくことが、報酬算定の前提であることに留意してください。

#### ※関係通知

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日付け厚生労働省事務連絡）[※近日中に本市ウェブサイト掲載予定](#)
- ・「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等の事業所の対応について」（令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡）

## 2 就労継続支援・就労移行支援について

就労系サービスにおける在宅利用の取り扱いについては、平成19年4月2日付『就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）における留意事項について』（厚生労働省事務連絡）の5の（3）「在宅に利用する場合の支援について」に基づき対応を行っているところですが、この度の新型コロナウイルスへの対応のため、下記「3」により本市が認める場合は、臨時的に次のとおり取り扱うことを可能とします。

なお、上記「1」同様に、利用者へのサービスの継続性に配慮したうえで、できる限りの支援を行い、事業所として必要な対応を行うこと、また、その理由や根拠等の記録を残すことが報酬算定の前提であることに留意してください。

- ① 「通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者」については、障害特性によらず、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通所を控える場合なども認める。
- ② 報酬の算定については、基本的に国通知に掲げる要件を満たすことを求めるが、新型コロナウイルス対応のため適用が困難な項目（例えば、「月の利用日数のうち1日は事業所へ通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行う」など）については、その適用を除外することも認める。

#### ※関係通知

- ・「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取り扱い等について（第3報）」（令和2年3月9日付け厚生労働省事務連絡）

### 3 本市への届出等について

上記「1」及び「2」の臨時的な取扱いについては、本市が認める場合に通常の報酬算定を可能とします(各種加算の算定等については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等の事業所の対応について」(令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡) Q&A 参照)。

については、通所系事業所において在宅による支援を行う場合は、あらかじめ当室へ届出**別添1**をしてください(緊急の場合は事後でも可)。

また、月毎の報酬請求に当たっては、在宅支援を実施した翌月の1～10日まで(電子請求にタイミングに併せて)に実施状況等の報告**別添2**をしてください。

#### (1) 提出様式

ア 在宅支援を開始するとき

**別添1**：新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅利用に係る届出書

イ 月毎の報酬請求のとき

**別添2**：新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅支援に係る報告書

#### (2) 提出方法

電子メールによる送信、郵送、持参のいずれか(FAX不可)

なお、電子メールで送信する場合は、セキュリティのためファイルにパスワードを設定のうえ添付してください。

### 4 各事業所における感染拡大防止のための対策について

緊急事態宣言を受け、厚生労働省よりサービス類型ごとの具体的な感染拡大防止対策が示されましたので、各事業の運用に当たり御参照いただくようお願いします。

#### ※関係通知

[「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について\(その2\)」\(令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡\)\(1\)](#)

[「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について\(その2\)」\(令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡\)\(2\)](#)

#### 【届出・報告書の提出、本件に関する問い合わせ先】

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 YJKビル3階

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 施設福祉係

電子メール：[syogai@city.kyoto.lg.jp](mailto:syogai@city.kyoto.lg.jp) / 電話222-4161